

「堺の新たなお土産品」開発事業者募集のご案内

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を視野に入れ、観光誘客促進の起爆剤となる「堺の新たなお土産品」の開発に取り組んでいただける事業者を募集いたします。

応募事業者に対しては審査が行われ、審査の結果採択された事業者は、当所と一緒に商品開発と販路開拓を進めていきます。

「堺市の歴史・文化・伝統を踏まえた新商品」、「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録により増加が見込まれる国内外観光客に向けた新商品」等、新商品（お土産品）開発による販路開拓や自社ブランド向上を希望される事業者の方は、まずお問合せください。

記

1. 事業の目的

本市観光誘客促進の起爆剤となる「堺の新たなお土産品」の新規開発に取り組む事業者と、その開発や開発された新商品のプロモーション、新たな販路獲得を共同で実施することで、中小企業者（個店等）の魅力向上を図り、ひいては本市の魅力向上を目指します。

2. 募集事業

次のいずれかの視点を持ちつつ、異業種連携や産学官連携等も活用した新商品開発事業

- ① 堺の文化・歴史・伝統・トレンドに関連する特徴を持った新商品開発事業
（例：堺産原材料のみを使用した商品、堺にちなんだパッケージを施した商品等）
- ② 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に関連した新商品開発事業
（例：世界文化遺産登録に関連した商品、堺市・羽曳野市・藤井寺市の3市に関連する商品等）

3. 募集事業者

堺市に本社、もしくは営業所を持つ中小企業者。

※但し、一般社団法人、NPO 法人、社会福祉法人、業種組合、任意団体、学校法人、医師、応募時点で事業を行っていない創業予定者等は対象となりません。

（裏面に続く）

4. 協力内容

新商品の開発等の経費の一部やプロモーションを行う等の販路開拓(経費については、最大 80 万円程度を想定)

※平成 31 年 2 月 28 日までを事業期間とします。

5. 採択事業者数

3 事業者(対象事業者が 3 事業者に満たない場合はこの限りではありません)

6. 応募方法

当事業にご関心のある事業者の方は、下記お問合せ票にてお知らせください。具体的な応募方法・申込審査の流れをご説明のうえ、公募要領・申込書をお渡します。

7. お問合せ締切

平成 30 年 7 月 20 日(金)

※申込書提出締切は、7 月 31 日(火):必着!

8. お問合せ先

〒591-8502 堺市北区長曾根町 130 番地 23

堺商工会議所 中小企業振興部 地域振興課(担当:高田・小畑)

TEL:072-258-5504 FAX:072-258-5580

以上

.....
[FAX:072-258-5580]

「堺の新たなお土産品開発事業」応募お問合せ票

事業所名			
担当者役職・氏名	(役職)	(氏名)	
所在地	〒	-	
TEL		FAX	
E-mail	@		
開発計画中の商品 特徴や概要			

堺商工会議所 中小企業振興部 地域振興課行